

# 建設水道常任委員会

平成29年12月8日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎井上 卓也	○小村 尚己	中川 靖広
坂口 徹	木澤 正男	
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	谷口 裕司
建設農林課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	手塚 仁	都市整備課長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	関口 修	上水道課長補佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口三十士

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 坂口委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、坂口委員、木澤委員のお2人を指名させていただきます。お2人には、よろしくお願い申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第34号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、今、町長から報告ありましたとおり、各課報告事項（2）の斑鳩町下水道事業会計規則（案）について、（3）の斑鳩町公印規程の一部を改正する規程（案）について及び（4）斑鳩町行政組織規則の一部を改正する規則（案）についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、付託議案（1）の議案第34号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例について、各課報告事項（2）の斑鳩町下水道事業会計規則（案）について、（3）の斑鳩町公印規程の一部を改正する規程（案）について、（4）の斑鳩町行政組織規則の一部を改正する規則（案）について、一括してご説明申しあげます。

まず初めに、付託議案（1）の議案第34号 斑鳩町下水道事業の設

置等に関する条例について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

下水道課長 それでは、本条例の内容につきまして、議案書末尾の要旨によりご説明をさせていただきますので、末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

この斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例は、平成30年度から地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づく財務規定等を適用することに伴い、斑鳩町下水道事業の設置等必要な事項を定めるものであります。

初めに、主な制定内容でございますが、第1条関係、下水道事業の設置では、公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業の設置について定めるものであります。

第2条関係、財務規定等の適用では、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することを定めるものです。

第3条関係、経営の基本では、下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営することを定めるとともに、下水道事業の基本計画を定めるものです。

第4条関係、重要な資産の取得及び処分では、法の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上の不動産または動産の買入れまたは譲渡、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものとするについて定めるものです。

第5条関係、議会の同意を要する賠償責任の免除では、地方自治法の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合の賠償額については10万円以上

と定めるものです。

第6条関係、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等では、法の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附または贈与の受領でその金額またはその目的物の価額が300万円以上のもの及び損害賠償の額の決定で100万円以上のものと定めるものです。

第7条関係、業務状況説明書類の提出では、町長は、公共下水道事業に関し、法の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況及び前事業年度の決算の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況及び次年度の予算の概要及び事業の経営方針を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないことを定めるものです。

最後に、施行期日等についてであります。施行期日は、平成30年4月1日から施行いたします。(2)斑鳩町特別会計条例は、廃止をいたします。(3)斑鳩町公共下水道事業特別会計の廃止に関する経過措置では、斑鳩町公共下水道事業特別会計の平成29年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、前項の規定による廃止前の斑鳩町特別会計条例の規定は、なおその効力を有します。斑鳩町公共下水道事業の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産については、斑鳩町下水道事業に帰属するものといたします。

それでは、続きまして、各課報告事項の資料1の斑鳩町下水道事業会計規則(案)について、ごらんいただけますでしょうか。

それでは、末尾の要旨をもって、ご説明をさせていただきます。

本規則は、地方公営企業法施行規則第2条第1項の規定に基づき、斑鳩町下水道事業の会計その他財務に関する基準及び手続きを定めるものであります。

初めに、主な制定内容でございますが、第1条関係、目的では、下水道事業の能率的な運営及び適正な経理を行い、もって下水道事業の健全な発達に資することを目的とします。

第2条関係、企業出納員等では、①下水道事業に企業出納員及び現金取扱員を置きます。②企業出納員は、都市建設部長とします。ただし、

都市建設部長に事故があるときまたは欠けたときは、下水道課長を企業出納員に充てるものとします。

第3条関係、善管注意義務では、企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって現金その他の資産を扱わなければなりません。

次に、第4条関係、金融機関の出納事務の取り扱いでは、収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせるものを斑鳩町下水道出納取扱金融機関とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを斑鳩町下水道事業収納取扱金融機関とします。

第5条から第8条関係、会計伝票では、下水道事業に係る取り引きについては、その取り引きの発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとします。また、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成するものとし、それらはそれぞれの日付によって編集し、保存することとします。

第9条から第13条関係、帳簿では、下水道事業に関する取り引きを記録し、計算し、及び整理するため、会計帳簿を備えます。総勘定元帳は、勘定科目について口座を設け、日計表により記載するものとします。

第14条関係、勘定科目では、下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとします。

第15条から第24条関係、収入では、収入及び収入金額の取り扱いについて、伝票の作成、取扱金融機関への収納等の基準及び手続きを定めます。

第25条から第34条関係、支出では、支出の手続きに関して、振替伝票または支払伝票の発行、資金前途、概算払い、前金払い及び小切手等の取り扱いに関する基準を定めます。

第35条から第39条関係、預り金では、預り金及び預り有価証券について定め、その管理と取り扱い基準を定めます。

第40条から第55条関係、たな卸資産では、①たな卸資産を定め、たな卸資産の購入、受け入れ、払い出し等に関する基準及び手続きを定めます。②貯蔵品受払簿による残高の確認及び実地たな卸による管理に

ついて定めます。

第56条から第59条関係、たな卸資産以外の物品では、たな卸資産以外の物品について、購入、物品の管理、処分等に関する取扱基準を定めます。

第60条から第76条関係、固定資産では、①固定資産について、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を定めます。②取得価額の定義、購入、交換、無償譲受の取り扱い等に関する基準を定め、建設改良工事における建設仮勘定の設定及び取り扱いに関して定めます。③固定資産の管理及び処分の取り扱いとその手続きについて定めます。④固定資産の減価償却の方法等に関する基準及び手続きを定めます。

第77条及び第78条関係、リース会計に係る特例では、リース会計に係る特例に関する規定を定めます。

第79条関係、引当金では、将来の特定の費用または損失の金額については引当金とし、予定貸借対照表等に計上し、費用として計上するものとします。

第80条から第85条関係、予算では、予算について、予算原案作成方針及び期日、予算執行、流用、予算超過の支出、予算の繰り越し等の手続き等に関する基準を定めます。

第86条から第89条関係、決算では、決算について、決算の調整・整理、各帳簿の勘定の締め切り、決算報告書等の提出に関する基準及び手続きを定めます。

第90条から第92条関係、雑則では、①毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成することとします。②この規則に定めるもののほか下水道事業の会計事務の処理に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

最後に、施行期日等ですが、施行期日は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の事業年度から適用します。

準備行為は、平成30年度の予算編成に係る手続きその他の行為は、この規則の施行前においてもこの規則の例により行うことができます。

それでは、続きまして、各課報告事項の資料2の斑鳩町公印規程の一

部を改正する規程（案）について、ごらんいただけますでしょうか。

それでは、末尾の要旨をもって、ご説明とさせていただきます。

この規程は、平成30年度から地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づく財務規定等を適用することに伴い、下水道事業に関する企業出納員の専用印を新たに定めるため、所要の改正を行うものがあります。

改正内容は、別表に下水道事業に関する企業出納員の専用印の詳細を定め、あわせて公印のひな形を追加するものです。

施行期日は、平成30年4月1日から施行をいたします。

なお、改正文、新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それでは最後に、続きまして、各課報告事項の資料3の斑鳩町行政組織規則の一部を改正する規則についてをごらんいただけますでしょうか。

それでは、末尾の要旨をもって、ご説明させていただきます

この規則は、斑鳩町公共下水道事業の公営企業法適用に伴い、下水道課管理系の事務分掌について所要の改正を行うもので、主な改正内容は、記載のとおり（1）から（8）の事務を追加するものであります。

施行期日は、平成30年4月1日から施行をいたします。

なお、改正文、新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、付託議案の議案第34号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例について、各課報告事項の斑鳩町下水道事業会計規則（案）について、斑鳩町公印規程の一部を改正する規程（案）について、斑鳩町行政組織規則の一部を改正する規則（案）についてのご説明とさせていただきます。

いずれの議案等につきましても、ご理解を賜りまして、原案どおりご可決等いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員　今回、法改正があって、この下水道の特別会計が廃止になって企業会計になるということですね。水道会計のほうが、今、企業会計やっているんですけども、基本的にはあれと同じようになるっていうふうに思っているんですかね。

下水道課長　法改正というより、国のほうから、平成32年ですかね、4月までに、人口3万人以上の市町村については公営企業法に移行しなさいという通知がございまして、それに基づいて、斑鳩町におきましても、平成26年度から近隣の、生駒郡の町村と共同で研究を行ってまいりました。

それで、当然、今、水道事業の設置条例もございまして、水道事業につきましては、当然、国のほうで、公営企業法で、全部適用ということで、当然、公営企業にしなければならないと定めております。下水道事業については、任意企業と見るか、公営企業でも一部適用と全部適用という区別の仕方があるんですけども、どちらを選ぶこともできますので、斑鳩町の場合、一応、今のところは一部適用で準備を進めております。

木澤委員　今、課長、3万人以上っていうふうにおっしゃったんですけども、斑鳩町、人口的には3万人切っている状況ですけども、それでもこの、適用したほうが、優位というか、何か利点があるということでそういう結論を出されたんでしょうか。

下水道課長　これは当然、3万人以上の人口につきましては、32年4月1日から移行しなさいということと言われておりますけども、斑鳩町、2万8,000ぐらいですけども、当然、将来的に、下水道事業につきましては、うちの場合、維持管理はまだ先のことですけども、今、整備事業にウエートを置いておりますけども、将来、そういう維持管理の面についても多額の費用を要してきております。そうした面で、これから下水道

事業を安定して経営を続けていくためには、公営企業法を適用して下水道事業の経営状況を明確にしていかなければならないと考えておりますので、こうした取り組みを行っております。

木澤委員　　ちょっと基本的なことをお尋ねしたいんですけども、そもそもその特別会計と企業会計の違いってというのは、主にどういうところにあるんでしょうか。

委員長　　谷口都市建設部長。

都市建設部長　　特別会計と申しますと、やはり収入がある、税ないし収入があって事業を展開していくというのが特別会計になるというような、簡単に言いますとそういうものでございます。ただ、企業会計になりますと、それ以上に財務規定というのがございまして、一般的に言います損益計算書とか貸借対照表とか、その他もろもろの財務的な書類があります。それを調整することによって、経営の状況とか事業の進行状況などを明確にできるというようなメリットがございまして、そういうような点との違いがございまして。

木澤委員　　条例改正のところの、いろいろ、基準がこういうふうに変わりますよというふうにいくつか出てきているんですけども、これは例えば下水道事業の資産の取得及び処分は予定価格が700万円以上のっていうふうになっていっているんですけども、これは今の水道会計の基準と同じ基準にそれぞれ当てはまっているものなんですか、それともまた別のものなんですか。

委員長　　寺田下水道課長。

下水道課長　　これにつきましては、現行の水道事業会計規程と同じの金額に合わせております。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに、よろしいでしょうか。 伴議長。

伴議長 ちょっとお聞きしたいんですねんけどね、本町の場合でしたら、まだこれから投資、進捗の途中、その中でこういうような企業会計に変える、このあたり。これがもう全部整備が終わって、そして管理に入っていくのであればよくわかるんですけど、このあたり、どうなんですやろう。今のこの段階での企業会計、当町の場合でっせ、そのあたり、ちょっと教えてほしいんですけど。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 選択の方法は、種々、いろいろ考えられる団体、多々ございました。私、知る範囲におきましては、下水道事業を着手の段階から公営企業法を適用している団体もございました。もちろんその団体いいものは、農業集落排水とか、一般コミプラ排水なども一体として管理しているような団体でございましたが、その中で、今回、町として、これからまだ事業伸びていく段階で、こういった選択をいたしました。その中で、やはり、簡単に言いますと、水道で言いますと、収益的収支、資本的収支、今、資本的収支が主に走っている状況、要するに資産を取得して、それを国庫補助もしくは起債で取得しているというような状況で進んでおりますけども、もうほぼ収入が1億を越すような段階になってきておりますので、それを一般的に言う収益収支でいろいろと見るような会計手法ですね、財務諸表によりまして相殺できるような形で進めていかせていただきますと、やはり下水道の経営状況、明確に出てくると。将来的に、例えば、これはいつの段階になるかわかりませんが、料金改定とかする場合に理解いただけるような数字が明確に出るだろうということも視野に入れたということで、ご理解いただきたいと思います。

伴議長 すみません、もう1点だけ聞かせておくんははれ。うちの今のペース

で、結局、整備を進めながら、最初のほうのメンテっていいですか、改修、これが重なる時期っちゃうのがあるわけですか。それが大体もう終わってから改修に入れる。このあたり、今、だんだん耐用年数がようになってきているとは思いますが、そのあたり、もうちょっとだけ教えてください。

委員長 寺田下水道課長。

下水道課長 現在、町の事業では、整備済んでいる面積というのが230ヘクタール。これ、本町の計画では、平成43年までに事業を終えるという予定をしておりますけども、当然、その中では、今、議長がおっしゃいましたように、下水道管の耐用年数は50年ございます。当然、その50年がありますけども、その途中で、これから整備を進めていく中で、途中ではいろいろな維持、メンテナンス、そういったものが必要となってくる時期が必ずきますので、そうしたことも見据えて、こういう公営企業法のほう、適用していかなければならないとは思っております。

委員長 ほかによろしいでしょうか。 小村委員。

小村委員 今、木澤委員の質問の中で、課長、安定してこの下水道会計をしていくための公営企業に、3万人以下の人口だけどしていくということなんですけど、これはやっぱり、今の計画段階でわかる範囲でかまわないんですけど、どこかの段階で、今、議長からも質問あったように、改修と下水道工事を進めていく、新規のものをつくっていく段階で、この公営企業会計にしていくことで、どこかで料金改定をしなければいけないことが生じ得るっていうのはもう、ある程度試算っていうのは出ているんでしょうか。

下水道課長 今、下水道事業、どこの市町村も同じだと思いますけど、国庫補助と一般会計からの繰り入れで賄っておる状況です。斑鳩町の場合でも、下

水道使用料が約1億4,000万程度、それに対して、工事っていうのが6億近く、ほぼ、なっております。当然、今後、国のほうでは10年概成ということで、未整備の地区については10年でほぼ完了しなさいと言われておりますけども、私たちの考えでは、なかなかそこまでは持っていくことは難しいとは思っております。そういった中で、要望の高い地区、または人口密集地、対費用効果を考えながら整備のほうも進めていかなければならないとは考えております。

小村委員　　今の段階で、例えば平成何年にメンテナンスと新規の分がかぶってくるというか、同時に行わなければならないというところで、これは1回この公営会計にしておくことによって、貸借対照表で、資産とかの面も含めて、料金改定をしなければならないということが出るということは、現段階で試算されているのかっていう点についてはどうでしょうか。

委員長　　谷口都市建設部長。

都市建設部長　　現在の段階では、現行、立米当たり120円で進めておりますけども、それを変更するという推計、試算は考えておりません。ただ、大体、事業の進捗といたしましては、先ほど課長から説明ございましたが、平成43年、4年程度に、思っているところは、計画しているところは完了するであろうと。完了した段階で、まず、先ほど説明させていただきましたが、資本的収支というのが落ちてきよるといようなことで、あとはもう、その資本部分の起債の償還、元金償還ですよね、それがどの程度になってくるかということも考えていかなあかんことも発生すると思うんです。プラス、維持管理になりますと、料金収入で賄っていくということが主になってきますので、そういったことも実際、視野に入れた形で進めておるといことで理解いただきたいと思います。

委員長　　木澤委員。

木澤委員 今、小村委員の質問の中で、部長、答弁いただいたんですけども、以前に県が料金下げるときにですね、斑鳩町どうするんだということで、議論もさせていただいて、将来見通しも持って引き下げには応じることができるということで進めていただきましたけども、先ほどの会計が移ることの中で、料金改定についてもより具体的な数字を出しやすくなるのではないかという話を聞く中で、値上げを前提にした話になるのかなとちょっと危機感持ったんです。ただ、そういうことでの会計の変更だと私は賛成できないなとは思ったんですけども、それ前提とした話なのか、そうではないのかっていうのは、きちっと確認しておきたいと思うんです。

都市建設  
部長 現段階では、そういったことは前提に考えておりません。やはり経営状況を明確にしていくというのがもう大前提でやっていきます。ただ、料金の、例えば今おっしゃっていますのは、維持管理負担金が値下げになったとかいろいろな、そういうなのも発生すると思いますので、そんなときにはいろいろと、またこっちの試算として、今の企業会計化へ向けた中で精査できると思いますので、よりわかりやすくなると思います。

木澤委員 そうしたら、あのときの話では、10年、20年先を見通しということですけども、今のところは、今の段階で、その20年スパンで見て料金値上げの必要はないというふうに考えていらっしゃるということでしょうか。

都市建設  
部長 大規模な変更とかいろいろな変革がない限り、今、現段階では今の120円、それで推計して財政推計立てておりますので、今段階では考えているということをごさいます。あくまでも現段階でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第36号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、議案第36号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

建設農林  
課長

それでは、要旨により説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の末尾に添付しております要旨をごらんください。

本議案につきましては、農地の利用の集積を加速するため農地中間管理機構が賃貸借等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を円滑に実施する目的から土地改良法の一部が改正されたことによる条例改正でございます。主な改正内容といたしましては、土地改良法を引用する条項の整理でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、議案第36号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおり承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第37号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林 それでは、議案第37号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例  
課長 について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

建設農林 それでは、要旨により説明させていただきます。恐れ入りますが、議

課長

案書の末尾に添付しております要旨をごらんください。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が改正されましたことによる条例改正でございます。

主な改正内容といたしまして、第16条、家賃の決定及び第17条、収入の申告等について、入居者は毎年度収入の申告を行い、家賃を決定することと規定しておりますが、町営住宅入居者が認知症を患う者や知的障害者、精神障害者である場合に、収入の申告や収入状況の報告の請求に応じることが困難であると認めるときは、公営住宅法施行規則第9条の規定により、事業主体が入居者の雇主、取引先その他の関係者に報告を求める方法または官公署に必要な書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることを求める方法により収入の申告、収入状況の報告とすることができるよう改正するものでございます。

また、第33条、収入超過者に対する家賃及び第55条、家賃では、収入超過者や特定優良賃貸住宅として活用する場合の家賃についても同様に、認知症等の方の収入申告や収入状況の報告の請求に応じることが困難な場合に事業主体により確認する方法とすることができるよう改正するものでございます。

その他、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正による条文整理等の改正でございます。

施行期日は公布の日からとして、経過措置といたしまして、家賃の決定及び収入の申告、収入超過者に対する家賃については、平成30年度以降の年度の家賃に適用することといたしております。

以上、議案第37号斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおり承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

条例改正の趣旨はよくわかりますので、別に異議はないんですけど

も、ちょっとお聞きしたいんですけども、認知症患者等というふうに表現されているんですけども、この中には、認知症患者の方以外に、課長、今、説明の中でもおっしゃっていましたが、どんな方が含まれるんでしょうか。

建設農林  
課長 認知症である方、また、知的障害者、精神障害者の方を対象といたしております。

木澤委員 今現在町営住宅に入居されている中で、その対象の方っていうのはいらっしゃるんでしょうかね。

建設農林  
課長 現在、対象の方はおられません。

木澤委員 それと、今回の改正は現在入居されている方を対象にしたものですが、これ、申し込み、入居の申し込みのときにもこういう対応ができるような改正は必要じゃないのかなというふうに思ったんですけど、そのところは、どうなっているんですかね。

建設農林  
課長 委員おっしゃるように、今回の条例改正の対象者は、あくまでも入居者に対しての緩和措置でございます。よって、申込者、また、まだ入居者となっていない場合の方については対象外ということでございます。

木澤委員 これは法整備に基づいて、準じて改正ということですが、国のほうで、そのところは議論ってされているんでしょうかね。もしご存じでしたら。

建設農林  
課長 公営住宅法の、協議の内容については、まだわかりませんが、法改正の趣旨としては入居者が対象ということになっておりますので、それに沿って条例改正をしたということでございます。

木澤委員 今回の改正に異議はないんですけども、そのところが今後も必要になってくるのではないかなと思いますので、町のほうにおかれましてもちょっと研究をしていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長 あと、よろしいでしょうか。 伴議長。

議 長 ちょっと教えてほしいですねん。これ、認知症の患者等、認知症という1つの定義で考えていって、どのレベルっちゅうたらあれですけど、実際のところ、認知症の方がお住まいになられて、1人でお住まいになられているケースと考えれば、非常に危険っちゅうか、非常にこういうケースって、確かに年齢を重ねられることによって、あることはわからんでもないですねんけど、実際のところ、基準っていいですか、介護であれば、介護なんぼとかありますわな。それで、この認知症っていうのの基準っちゅうのはどういうところから出るのか、そのあたり、ちょっと教えてほしい。物忘れがひどいっちゅうのやったらなんぼでもいはるし、これ、どの基準っていうのを考えているのか、教えてください。

建設農林課長 基準という観点ではなくて、判断させていただく、もしくは今回の改正によって認知症の疑いがあるということの趣旨でございまして、まずは収入申告を毎年求めていくわけですけども、その段階で出てこない、もう1度それを請求をするんです、2回請求するんですけども、その段階でもまた出てこないといったときに、本来はもうそのまま、一定の金額、家賃で家賃を決定してしまうということですけども、今回の改正によりまして、職員が家に行きまして、訪問しまして、相手の方の状況を見る、ヒアリング等を行うということに多分なってくると思うんです。その段階で、おかしい発言があったり、もしくは内容が通じていなかったりというようなことで判断できるのかなと、こちらの、町では思っています、また、そういった方があった場合、疑いがあった場合ですね、病院のほうへ行っていただくとか、あとは、もう診察を受けておら

れた場合は、当然診断書を持っておられますので、それを見せていただくとか、また、要介護認定を受けているということであれば、そういう判断をさせていただけるのかなと思います。

また、その専門的な部分につきましては、担当部署、例えば包括支援センターとの相談、連携によりまして、またそういう対処をしていきたいと考えているところでございます。

議 長

わかりましたわ。確かにこんな基準っていうのは、非常に難しいっっちゃうか、実際、対面で話しさせてもらっていて、少し、ちょっと様子がおかしいなというところからくるものやと思いますねんけど、何しろ、これ、福祉、包括支援、また地域の民生委員の方と、その辺の連携だけはちゃんと、これ、ここで止めるのではなく、そのあたり、お願いしたいなと思います。やっぱりそれでないと、身の安全、金額だけでなく、身の安全っっちゃうこともありますので、そのあたり、お願いしたいと思います。以上です。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第40号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします

理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。

下水道課長 それでは、付託議案の（４）の議案第４０号 平成２９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から２２０万５，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ１３億７，３４９万５，０００円とするものでございます。

それでは、主な補正内容につきまして、ご説明申しあげます。

予算事項別明細書の５ページをお願いいたします。

最初に、歳入予算の補正でございます。

第２款 使用料及び手数料、第１項 使用料では、予定していた排水量より一般排水量が多く見込まれることから、３２０万円の増額をお願いするものでございます。

第４款 繰入金、第１項 一般会計繰入金では、５４０万５，０００円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。６ページをお願いいたします。

第１款 公共下水道費、第１項 下水道管理費では、人事異動等による人件費の補正と汚水処理量の増に伴う流域下水道維持管理負担金の増により１７９万４，０００円の増額補正、第２項 下水道新設改良費では、人事異動等による人件費の補正により３９９万９，０００円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の１ページにお戻りいただき、予算書総則の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

（ 予算総則朗読 ）

下水道課長 以上で、議案第40号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、お願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 5ページの入のところですね、で、加入された方がふえたというふうにおっしゃったんですけど、どういう状況か、教えていただけますか。

下水道課長 この予算を立てるときに、下水道使用料のときに、接続件数が若干、それ以降ふえたので、17件ほど接続件数がふえましたので、各ご家庭から出る一般の排水量がそれに伴ってふえたということで、増額補正をさせていただきます。

（「予定していた件数よりえろうつないでくれはってんや」と呼ぶ者あり）

（「せやから、それ、どの辺でとか」と呼ぶ者あり）

下水道課長 平成28年度、接続件数が351件で、大幅に接続がふえました。というのは、集中浄化槽の地区を主に整備をいたしましたので、それで予想していた以上に接続件数がふえましたので。

そして、維持管理負担金といいますのは、前年の12月、1、2、3でしたかね、その分が翌年に入りますので、その分ちょっと、当然四半期分の1期分だけがずれていきますので、その接続件数がふえた分だけ一般排水量もふえたということで、増加になったということでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第40号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第42号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします

理事者の説明を求めます。 谷口都市建設部長。

都市建設 それでは、議案第42号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算  
部長 (第1号)について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

都市建設 それでは、補正予算書の実施計画により、ご説明を進めさせていただきます。  
部長

恐れ入ります、補正予算書の3ページをお願いいたします。収益的支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用で、4月の人事異動によります人件費関係で197万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳といたしまして、第1目 原水及び浄水費で550万5,000円の減額、第2目 配水及び給水費で62万5,000円の増額、第4目 総係費で290万1,000円の増額でございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。  
朗読をもちまして、ご説明にかえさせていただきます。

( 予算総則朗読 )

都市建設 以上、議案第42号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第  
部長 1号）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りま  
すよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可  
決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会と  
して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整  
備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備 それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都  
課長 市計画道路の整備促進に関することについてでございます。

改めてでございますが、幹線道路ネットワークの整備は、国道25号

を初め広域幹線道路の慢性的な交通渋滞の緩和、交通の安全性はもちろんのこと、自然災害発生時には、緊急輸送路や物資輸送路等の役割を担うこととなり、防災、減災の面からも非常に重要な事業と考えてございます。また、観光振興や地域間交流の活性化による地域経済の発展にも寄与するものと考えているところでございます。

とりわけ、いかるがパークウェイや都市計画道路法隆寺線の整備につきましては、既に供用されている区間もございしますが、さらにその整備効果を高めていくためにも、引き続きその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それでは、いかるがパークウェイの整備の状況についてでございます。

初めに、三室・紅葉ヶ丘区間の工事進捗についてでございます。現在行われている橋脚、橋台の据付工事が順調に進捗しているところでございます。また、これにあわせまして、旧の岩瀬橋の橋台の撤去工事等が平行して行われるというところでございます。

次に、小吉田モデル区間から東側の五百井・興留地域への事業延伸についてでございます。去る10月1日に小吉田モデル区間東詰めから県道大和高田斑鳩線までの区間について、沿道の自治会と地権者の皆様を対象といたしまして、国による事業説明会が開催され、昼と夜の2回の説明会に延べ44人のご参加をいただき、いかるがパークウェイ整備事業のこれまでの進捗、道路計画の概要等、今後の事業の流れ等についての説明がなされたところでございます。

この中でいただきました主なご意見といたしましては、事業のスケジュール感を知りたい、道路の高さ、隣接農地の用水、排水など詳細な計画を知りたい、並行する町道401号線の混雑解消のため早急な整備が必要である、沿道住宅への騒音の対策が必要である、大雨時の道路排水、用水路等の対策が必要である、接続する道路との調整が必要である、歩道の幅員はどれぐらいのものか、県道大和高田斑鳩線の混雑の懸念、県道からさらに東側の区間の道路計画についてもあわせて検討が必要ではないかなどといったものがございました。

こうしたご意見に対しましては、国による整備後の交通の予測結果、道路詳細設計の成果に基づきまして、資料のお示しをさせていただきながら、皆様のご理解を深めてまいりたいと考えているところでございます。

また、あわせまして、用地の測量作業や関係機関とも計画協議を行いながら、道路計画の熟度を高められていくものと考えているところでございます。

町といたしましても、こうした作業、事業の進捗に合わせまして、国とも連携をいたしながら地元調整に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、課長報告いただいた、その説明会で出た意見の中で、県道から東側のことについて質問が出て、国のほうからはどんな答えがあったんでしょうか。

都市整備課長 国のほうの考え方といたしましては、いかるがパークウェイの整備の効果が最も発揮されるのは全線供用というところは示されたところでございます。

木澤委員 それ以外については特に回答がなかったということですね。従来、国が計画持っていて、従来どおりのことを国として回答されたのかなというふうには思うんですけども、それ以外のことはなかったということでしょうか。

都市整備 全線の計画について、今後、また皆様とご協議をさせていただきたい

課長 　　というようなところでご説明があったということでございます。

委員長 　　よろしいでしょうか。

（　　な　　し　　）

委員長 　　これをもって、質疑を終結いたします。

次に、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。　松岡都市整備課長。

都市整備課長 　　それでは、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについてであります。

　　J R法隆寺駅周辺整備につきましては、町の玄関口にふさわしい整備、交通拠点として利用しやすいターミナルに整備を行い、観光、交流、生活など多様な都市機能を複合させた魅力ある市街地整備、交通拠点としての機能強化を図るとともに、J R法隆寺駅と観光の中心地となる法隆寺周辺地域とを結ぶ観光アクセスの整備を行うこととしており、奈良県と市町村のまちづくり連携協定について、まちづくりの検討の手法の1つとして協議を重ねているところでございます。

　　まちづくり連携協定は、地域の課題に対して、斑鳩町及び奈良県がその課題を共有し、それぞれの役割の中で事業に取り組むことで課題解決を図ろうとするもので、両者が地域の課題を十分に認識し、連携しながら事業を行うことで、その事業効果をより高めることにつなげていくというものでございます。

　　また、地域に合わせたまちづくりの実現に向け、関係機関との協議、セミナー開催等による情報提供など、こうした技術支援や、計画策定や具体的な事業実施における経費に係る財政支援などを受けることができ、効率的な事業展開が期待できるものと考えているところでございます。

　　こうしたことから、まちづくり連携協定締結による効果を検証しながら

ら、現在、地域の課題の抽出、課題解決に向けた取り組みの検討等を行っているところであり、今後も積極的に奈良県との連携によるまちづくりの可能性について協議を進めてまいりたいと考えております。

過日、町長が奈良県の地域デザイン推進課との直接の意見交換を行っているところございまして、まちづくりの課題の整備の方向性などについて、情報の共有を図ったところでございます。

まずは包括的な連携協定の締結を目指して協議を深めてまいりまして、また一定のとりまとめができてまいりましたら、当委員会にもご報告を申しあげてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 一般質問でも取り上げられていたんですけども、今後、協議の状況にもよるかと思えますけど、以前から中西町長もこの委員会で、いつごろそのめどがついてくるのかということ、これは私のほうからですけども、これまで計上されてきた事業、不要なものも出てくるんじゃないかということで、財政的にも負担が大きいですから、そこをきちっと見直していく必要があるということで申しあげてきましたけども、今後の財政推計だとか総合計画なんかにも影響してくるものですので、町として、どれぐらいまでに話をまとめられたらなというふうに思っておられるのか。まだ具体的にはいつというふうには示していただくのは難しいでしょうけども、今、答えられる範囲ですね、どれぐらいの段階で話まとめて、委員会のほうにですね、提示していただけるのか。今の段階での回答で結構ですので、お聞かせいただきたいと思いますけども。

都市整備課長 まず、この連携協定によるまちづくりの検討をさせていただくこととなりましたら、まず1番最初に締結する連携協定は、包括協定というも

のでございます。この包括協定につきましては、まず、エリアを決めまして、そのエリアのまちづくりを県とともに一緒に考えていきたいと思います。という、まずエリアを指定するというような考え方でございますので、これにつきましては、できるだけ早い段階で協定の締結をしていければなどというふうに考えてございます。

これが締結できた後に、今度は基本協定、どういうまちづくりがこの地域に適しているのかということと計画を定めていくこととなってまいります。このまちづくりの計画を定めていく折には、やはり地域の皆様とのワークショップの開催などが先進事例としてあげられているところでございますので、こうしたところの作業を、1年でっていうのはちょっと難しいかと思っておりますので、数年かかるかと思っておりますけれども、そうした中で、基本計画というものが定められてまいります、

この基本計画に基づいて県と町が連携してまちづくりを進めましょうというところが、次の基本協定というところになってまいります。これを、ですので包括協定の後、長くはかけるつもりはございませんけれども、数年の時間を要するものというところで考えているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 谷口都市建設部長。

都市建設 それでは、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第

部長

5号)のうち、当委員会所管に関することにつきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、補正予算書でございます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、都市計画寄附金で16万円、農林水産業費寄附金で1万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出で、18ページをお願い申し上げます。

まず、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費では、人事異動の影響などによりまして、人件費の補正として228万8,000円の増額補正を、また、第8目 遊休農地解消総合対策事業費で、指定寄附金の追加によりまして1万円の財源振替をお願いするものでございます。

次に、19ページ、第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費で、人事異動の影響などにより、人件費の補正といたしまして744万2,000円の増額を、次に、第2項 道路橋りょう費、第2目 道路新設改良費では、登記業務等委託料の増に伴い、委託料で210万円、道路整備用地増に伴い、公有財産購入費で280万8,000円、合計490万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費では、人事異動の影響などにより、人件費の補正といたしまして123万8,000円の減額補正を、次に、第2目 公共下水道費では、公共下水道事業への繰出金で540万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第7目 景観保全対策事業費では、指定寄附金の追加によりまして16万円の財源振替をお願いするものでございます。

最後に、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費で、町営住宅において

新たに2件の退去に伴いまして、修繕料で151万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についての説明とさせていただきます。よろしくお申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 以上で、（1）平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを終わります。

次の（2）から（4）は、先ほど説明等が終わっておりますので、他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんでしょうか。

上田建設農林課長。

建設農林 職員による公用車での交通事故の報告をさせていただきます。

課長 去る11月24日金曜日午前10時45分ごろ、都市建設部建設農林課職員の西川勝己が運転する公用車により、玉突き事故を起こしてしまいました。

事故の詳細でございますが、農林事務により県庁へ出張した帰路で、国道24号、奈良バイパスを南下し、県道41号線の奈良市杏町153番地先の交差点付近において、渋滞により徐行が続き、注意が散漫となる中で、前方の確認を怠り、前方車両と追突したとの証言でございます。また、その追突した車が、勢いでその前の車に追突し、玉突き事故となってしまいました。

前方の車はワンボックスタイプで、後方ドアと前方バンパーがへこむ

破損、その前方の車両は乗用車で、後方バンパーがへこむ破損が生じております。公用車につきましては、前方バンパーがへこみ、破損いたしております。

被害者の方は2名とも京都在住の方で、事故後に連絡をとり、身体へのけが等の影響はないことを確認し、本人よりおわびしたところでございます。

今後、保険会社により相手方と示談に向けて話し合いを行うこととなり、示談が成立いたしましたら、専決処分後に、額の決定及び予算処置の報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 渋滞にはまっている中で。例えば前が渋滞していて、後ろからスピード出して突っ込んで前に玉突きになるっていうのはあるんですけど、渋滞で動いている中で玉突きになったんですね。普通、とろとろ、とろとろと動いている感じやというふうにイメージするんですけど、それは、アクセル、がっとなでしまったっていうことになるかと思うんですけど、ちょっと状況、もうちょっと教えてもらえますか。

建設農林課長 本人の証言に基づく話によりますと、徐行は続いていたものの、ある一定の速度で、行ったり、止まったり、行ったり、止まったりというのが続いていたと。そうして、前方の車両とそのもう1つ前の車両の車両間隔が極端に狭かったので、特に、追突にしたときにすぐに当たる状態にあったというような説明は確認しているところでございます。

木澤委員 相手の方は2人ともけがなかったということですけど、本人さんは大丈夫やったのかっていうのと、職員さんが外出される時は必ず2人で組つくって行ってはると思うんですけど、そのときはどういう状況やったんでしょうか。

建設農林課長 職員、本人の身体の影響はございませんでした。ないという報告を受けております。

そして、出張につきましては、軽微なものでございましたので、1人で出張に行ったということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 23年の6月議会で斑鳩町観光協会所属斑鳩の里観光ボランティアの会から陳情受けた件なんですが、今はまちづくり政策課が所管するわけで、当委員会には関係ないんですけどね、その当時陳情受けた者として意見だけ発言させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

委員長 はい。

中川委員 乾副町長もこの前まで観光協会の事務局長されておりましたのでね、今、当初より今現在のほうが、町から、協会のほうから要請をして、ボランティアの会にお願いをして来ていただいているっていうのも、数もふえてきているように思いますのでね、当時の陳情内容の趣旨を採択するっていうんですか、100円の駐車場料金をいただいている分をですね、陳情どおり無料、無料っていうのか、町がお願いして来ていただいているのに駐車場料金取るというのはあまりですので、そこらをもう一遍見直していただきたいっていうことを、その当時陳情受けた委員として

もう一度述べさせていただきたい、そのように思いますので、よろしく  
お願いします。

委員長 乾副町長。

副町長 今、委員もおっしゃいましたように、11月まで事務局長でございま  
したので、現状につきましては把握をいたしております。今おっしゃっ  
た、23年6月ですかね、陳情も受けておったということも認識をいた  
しておりますので、その辺、今、データとか全然持っておりませんけれ  
ども、若干ちょっと、その辺、整理させていただきまして、担当常任委  
員会にもご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますの  
で、よろしくお願いたします。

委員長 よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 先日ですね、台風21号が斑鳩町でも被害をもたらしたというふうに  
思うんですけども、防災の関係で言うと総務委員会になるんですけど  
も、具体的な、水路であったりとか治水の関係で言うところになるの  
かなと思ひまして、こちらでちょっとお聞きしたいんですけども。

当日、というか、21日に台風が来て、私は22日に町内、ところど  
ころ確認させていただいたんですけども、そのときは神南の3丁目です  
ね、床下浸水まではいかなかったんですけども、玄関の先まで水が来  
たと。水路は当然あふれて、道路も冠水していたという状況で、今回の  
台風っていうのは、近年にないかなりの雨量だったということで、ゲリ  
ラ豪雨の対策とはまたちょっと違うような対策も今後必要になってくる  
のではないのかなというふうに思ひまして。

やはり今回被害を受けたところですね、町としても、状況を把握して  
おいて、今後の対策を考えるというようなことが必要になるんじゃない  
かなというふうに思ひまして、そのところは町としてはどういうふう  
に考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思うんです。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 今、委員のご指摘の箇所でございますけども、神南地区につきましては、神南3丁目の15軒が面する前面道路が冠水いたしております。神南3丁目の18の21から18の34の番地でございます。また、神南5丁目では、10-14の北側の道路も冠水し、この2か所が冠水している状況を確認いたしております。

そして、冠水の原因といたしましては、まず、神南3丁目につきましては、大和川での当時の堤防の高水位が、堤防から1メートルから2メートルぐらいの下まで上昇していたというふうに確認いたしております。今回冠水した道路につきましては、その水位と同等か少し低いというようなことから冠水したものではないかと、影響によるものと考えております。

また、大和川の増水により本流の流れが速く、神南区域の排水口となる南浦樋門の箇所でございますが、排水が滞ったことによる内水が排除できなくなったもの、この2点が考えられる原因ではないかというふうに考えているところでございます。

木澤委員 状況については把握していただいていることはよくわかりました。

この間、町のほうでも、防災計画は見直しを行って、その際にも、水路の改修計画っていうのをつくっていくっていうふうに以前からおっしゃってましたよねというふうに、私、確認させていただいて、町は、それも進めていきますというふうに答えていただいていたと思うんです。ゲリラ豪雨対策にあわせて、大きな災害、特に台風なんかでのそうした、今回は大和川の水位が上がって排水ができなくなるというような被害が起こっていることについても、やっぱりあわせて対策として講じていく必要があるんじゃないのかなというふうに思うんです。大きなものと言うと富雄川や三代川と大和川の河川の改修っていうのが必要ではあるかと思うんですけども、だからそうではない、住宅地の中で、民地で

あれば当然住民さんが解消していただければいけないんですけども、ただ、それだけで今回の件でも改善できるものではないというふうに思いますので、町としてはやっぱりそういう住宅内、住民さんが住んでいる地域の実情を被害があったときにやっぱりつかんでいただいて、どういう対策が講じられるのかなというのも含めてですね、ちょっとやっぱり調査研究していただきたいなというふうに感じましたので、そのことを、今後ですね、水路の改修計画を具体化していくというの中になるのかどうかもわかりませんが、ちょっとお願いしておきたいなというふうに思ったんですけども。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 やはり、最終的に考えられるのは、大和川が一番ネックになると思います。やはり、あくまでも住宅内になりますので、内水ということになりますので、その内水を防ぐ案には放流先の状況というのが一番ネックになりますので、やはり大和川があって、その。今おっしゃっている場所になれば、もう大和川がネックになると思いますので、そのあたりも含めた中で。

1つは、今現在、防災、防災って言いますが、防災よりも減災、被害を少なくする、少しでも少なくするという方法を考えなければならぬと。そういったことから、例えば興留地区でしたら、例えば事前に土のうを配布して、玄関に並べていただいて防御していただく、そういうようなことも考えていかなければならない。次の段階で、どういった方法があるのか、やはりそれにつきますのは、やっぱり財政が必要になってくる。例えば大都市であれば、貯水槽を地下に設けておると。大規模貯水槽ですね。中途半端な防火水槽やそういうのではなしに、例えば広島市でしたら広島球場の下に貯水槽があると。ああいった方法もありますけども、あれはあくまでも財政があつての話になります。ですから、そこまで及ぶこともなく、まず減災を考えて、その次の段階でどうすればいいかということを考えていくように研究をさせていただきたいと思

いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、私から、2点ございます。

1点目は、議会運営委員会委員の補充についてです。議会初日の全員協議会でお話ありましたように、現在、議会運営委員会の委員が1名欠員となっており、その欠員を補充して当委員会委員から1名ということで、どなたか希望される方はおられませんでしょうか。

( 挙手する者あり )

委員長 ほかの委員の方は。皆様方、よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、坂口委員にお願いすることといたします。

次に、2点目ですが、当委員会におきましても、現在、委員が1名欠員となっているところでございます。この欠員について、補充すべきかどうか、皆様のご意見をお伺いいたしたいと思います。委員の皆様方、どうでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 今、委員会の成立要件っていうのは、どういうふうになっているんでしょう。何名欠席すると成立しない状況なんではないでしょうか。わかりますか。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時16分 休憩 )

( 午前10時17分 再開 )

委員長 再開いたします。  
真弓議会事務局長。

議会事務局 委員定数の半数以上が出席しなければならないということになってお  
局長 りますので、3人以上の出席が必要ということになります。

委員長 木澤委員。

木澤委員 2人欠席されるっていうのは想定されないこともないですけども、その場合でも委員会は成立するというのであれば、本来、補充すべきものなのかもしれませんけども、残り、また入っていただこうと思うと、今度、他の常任委員会でも議論していただくっていうことも必要になってくるかと思いますので、もう残り、あと、2月と3月の1回だけであるのであれば、あえて補充する必要もないのかなというふうに思いますけども。

委員長 よろしいですか、皆さん。

( な し )

委員長 それでは、当委員会の欠員については補充しないということで確認しておきます。

(「ほかの委員さんにも」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですか、ほかの皆さん、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

では、すみません、失礼しました。

それでは、当委員会の欠員については補充しないということで確認しておきます。

それでは、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告書のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時20分 閉会)